

平成 27 年 3 月第 1 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

(1)	招 集 告 示	2 月 2 0 日 (金)
(2)	開 会	3 月 3 日 (火)

2 提出案件

(1)	報 告	5 件	
(2)	条 例	2 1 件	
(3)	予 算	1 1 件	
(6)	契 約 の 締 結	3 件	
(7)	市 道 の 認 定 等	3 件	
(8)	訴 え の 提 起	1 件	
(9)	諮 問	1 件	
(10)	補正予算(国の補正予算関係)	1 件	追加議案
(11)	補 正 予 算	7 件	追加議案
(12)	人 事	2 件	最終日・追加議案
	計	5 5 件	

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【専決処分 5件】

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 報告第 1号 | 専決処分の報告について(和解について) |
| 2 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について(和解について) |
| 3 | 報告第 3号 | 専決処分の報告について(和解について) |
| 4 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について(和解について) |
| 5 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について(和解について) |

議案

【条例 21件】

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 議案第 1号 | 土浦市情報公開条例の一部改正について |
| 2 | 議案第 2号 | 土浦市行政手続条例の一部改正について |
| 3 | 議案第 3号 | 土浦市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| 4 | 議案第 4号 | 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 5 | 議案第 5号 | 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 6 | 議案第 6号 | 土浦市手数料条例の一部改正について |
| 7 | 議案第 7号 | 土浦市保育所条例の一部改正について |
| 8 | 議案第 8号 | 土浦市療育支援センター条例の一部改正について |
| 9 | 議案第 9号 | 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 10 | 議案第 10号 | 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 11 | 議案第 11号 | 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 12 | 議案第 12号 | 土浦市介護保険条例の一部改正について |
| 13 | 議案第 13号 | 土浦市駐車場条例の一部改正について |
| 14 | 議案第 14号 | 土浦市建築基準条例の一部改正について |
| 15 | 議案第 15号 | 土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について |
| 16 | 議案第 16号 | 土浦市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 17 | 議案第 17号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 18 | 議案第 18号 | 土浦市合併振興基金条例の制定について |
| 19 | 議案第 19号 | 土浦市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について |

- 20 議案第20号 土浦市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 21 議案第21号 土浦市保育所における保育の実施に関する条例の廃止について

【予算 11件】

- 1 議案第22号 平成27年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第23号 平成27年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第24号 平成27年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第25号 平成27年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第26号 平成27年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第27号 平成27年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第28号 平成27年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第29号 平成27年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 議案第30号 平成27年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第31号 平成27年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 11 議案第32号 平成27年度土浦市水道事業会計予算

【契約 3件】

- 1 議案第33号 土浦市新庁舎整備工事（1工区）請負変更契約の締結について
- 2 議案第34号 ウララ広場大屋根設置工事請負変更契約の締結について
- 3 議案第35号 土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約の締結について

【市道の認定等 3件】

- 1 議案第36号 市道の路線の認定について
- 2 議案第37号 市道の路線の変更について
- 3 議案第38号 市道の路線の廃止について

【訴えの提起 1件】

- 1 議案第39号 訴えの提起について

【諮問 1件】

- 1 諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分の審査請求について

【補正予算 1件】（追加議案：国の補正予算関係）

- 1 議案第40号 平成26年度土浦市一般会計補正予算（第8回）

【補正予算 7 件】（追加議案：通常）

- 1 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度土浦市一般会計補正予算（第 9 回）
- 2 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 3 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 4 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 5 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 6 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 7 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正
予算（第 2 回）

【人 事 2 件】（最終日：追加議案）

- 1 議案第 4 8 号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第 4 9 号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

平成 27 年第 1 回市議会定例会 報告

【専決処分 5 件】

1 報告第 1 号 専決処分の承認について(和解について)

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 26 年 11 月 14 日(金) 午後 1 時 30 分頃
事故発生場所	土浦市荒川沖西二丁目 7 番地先
相手方	土浦市 有限会社
原因・状況等	公用車(生活安全課用務中)が走行中、進路変更のため切り返したところ、相手方車両に接触し破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 132,970 円(相手方損害額 132,970 円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 26 年 12 月 17 日

2 報告第 2 号 専決処分の報告について(和解について)

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 26 年 11 月 13 日(木) 午後 3 時 30 分頃
事故発生場所	土浦市港町一丁目 5 番地先
相手方	土浦市 管理組合理事長
原因・状況等	公用車(学務課用務中)が相手方駐車場で進路変更のためバックしたところ、相手方駐車場の花壇のブロックに接触し破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 84,390 円(相手方損害額 84,390 円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 26 年 12 月 21 日

3 報告第3号 専決処分の報告について(和解について)

道路管理に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 26 年 5 月 17 日(土) 午前 11 時 00 分頃
事故発生場所	土浦市乙戸 525 番地先
相手方	甲 水戸市 乙 土浦市 男性(所有者) 男性(代理人)
原因・状況等	相手方車両が市道を走行中、集水マスを通過した際、グレーチングが跳ね上り車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 372,426 円 (相手方損害額 372,426 円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 27 年 1 月 15 日

4 報告第4号 専決処分の報告について(和解について)

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 26 年 12 月 30 日(火) 午後 6 時 30 分頃
事故発生場所	土浦市田土部 855 番地内 田土部公民館敷地内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車(消防団用務中)走行中、駐車していた相手方車両に接触し、車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 228,450 円 (相手方損害額 228,450 円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 27 年 1 月 27 日

5 報告第5号 専決処分の報告について(和解について)

道路管理に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成 25 年 9 月 9 日(月) 午後 0 時 30 分頃
事故発生場所	土浦市並木四丁目 4657 番・4643 番地先
相手方	大阪府茨木市 株式会社
原因・状況等	相手方車両が市道を走行中、張り出していた歩道の街路樹に接触し、車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 330,000 円 (相手方損害額 660,000 円×50%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 27 年 2 月 5 日

平成 27 年第 1 回市議会定例会 議案

【条 例 21 件】

1 議案第 1 号 土浦市情報公開条例の一部改正について

改正の趣旨	独立行政法人通則法の一部改正により，特定独立行政法人が廃止となり，行政執行法人に名称が変更になることに伴う改正
改正の主な内容	○条例で規定する個人情報に関して公務員に順ずるとされる法人の名称変更 (制度上の変更はない) 改正前 特定独立行政法人 ⇒ 改正後 行政執行法人
施行日	平成 27 年 4 月 1 日

2 議案第 2 号 土浦市行政手続条例の一部改正について

改正の趣旨	行政手続法の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	○行政指導関係での追加条項 ①行政指導の方式 ・行政指導に際し，相手方に対する行使し得る根拠の提示等の義務等に関すること。 ②行政指導の中止等の求め ・行政指導に対しての要求に適合しない場合等による中止の求め等に関すること。 ③処分等の求め ・行政処分の必要があると思料される場合の処分の求めに関すること。 ④市税条例の一部改正（付則） ・本条例の改正に伴い参考条文番号が変更になる土浦市市税条例も改正する。
施行日	平成 27 年 4 月 1 日

3 議案第3号 土浦市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	公益法人制度改革関連3法の施行による財団法人・社団法人が一般財団法人・公益社団法人等への移行に伴う改正
改正の主な内容	○条例に規定する職員を派遣できる団体の名称変更 改正前 ・財団法人土浦市産業文化事業団 ・財団法人土浦市農業公社 ・社団法人土浦市シルバー人材センター ・社団法人土浦市観光協会 ➡ 改正後 ・一般財団法人土浦市産業文化事業団 ・一般財団法人土浦市農業公社 ・公益社団法人土浦市シルバー人材センター ・一般社団法人土浦市観光協会
施行日	公布の日

4 議案第4号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	教育制度改革・産業医の報酬見直し・いじめ問題対策連絡協議会設置に伴う改正						
改正の主な内容	① 条例に規定される特別職に教育長を追加(他の特別職兼務の場合の給与規定) 改正前 市長・副市長・監査委員 ➡ 改正後 市長・副市長・教育長・監査委員 ② 産業医報酬の増額 改正前 月額 30,000 円 ➡ 改正後 月額 60,000 円 ③ 教育委員会委員長の報酬及び費用弁償に関する規定の削除 ④ いじめ問題対策連絡協議会等の委員報酬の新設 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">○いじめ問題対策連絡協議会委員</td><td style="text-align: right;">報酬 7,500 円/日</td></tr> <tr> <td>○いじめ問題対策委員会委員</td><td style="text-align: right;">報酬 7,500 円/日</td></tr> <tr> <td>○いじめ問題再調査委員会委員</td><td style="text-align: right;">報酬 7,500 円/日</td></tr> </table>	○いじめ問題対策連絡協議会委員	報酬 7,500 円/日	○いじめ問題対策委員会委員	報酬 7,500 円/日	○いじめ問題再調査委員会委員	報酬 7,500 円/日
○いじめ問題対策連絡協議会委員	報酬 7,500 円/日						
○いじめ問題対策委員会委員	報酬 7,500 円/日						
○いじめ問題再調査委員会委員	報酬 7,500 円/日						
施行日	平成 27 年 4 月 1 日						

5 議案第5号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

改正の趣旨	国民健康保険税に関して、納税者へ納付期間は納税通知書の送達後であることを明確に示すための改正及び、税額の端数処理により生じる納期による税負担の不均衡を是正するための改正
改正の主な内容	① 納付期間は納税通知書の送達後であることを明確に示す。 ○納付期間と納税通知書発送の現状と課題 納税通知書の交付は納期限前 10 日までと規定されているため、現在は各納期の中旬までに発送している。しかし、条例上の納期は 1 日からとなっており、納税者に混乱をきたす要因となっている。 改正前 第 1 期 7 月 1 日～ 31 日 第 2 期 8 月 1 日～ 31 日 第 3 期 9 月 1 日～ 30 日 第 4 期 10 月 1 日～ 31 日 第 5 期 11 月 1 日～ 30 日 第 6 期 12 月 1 日～ 25 日 第 7 期 1 月 1 日～ 31 日 第 8 期 2 月 1 日～ 末日 改正後 第 1 期 7 月 21 日～ 31 日 第 2 期 8 月 21 日～ 31 日 第 3 期 9 月 20 日～ 30 日 第 4 期 10 月 21 日～ 31 日 第 5 期 11 月 20 日～ 30 日 第 6 期 12 月 15 日～ 25 日 第 7 期 1 月 21 日～ 31 日 第 8 期 2 月 18 日～ 末日 ② 合計税額÷各納期(8 期)に端数が出た場合の処理方法の改正 改正前 各納期の税額に 1,000 円未満の端数が出た場合に端数×8 期分を一期に加算 改正後 各納期に 100 円未満の端数が出た場合に端数×8 期分を一期に加算 一期に負担が偏る 一期の偏りが分散し各期の税額が平準化される
施行日	平成 27 年 4 月 1 日

6 議案第6号 土浦市手数料条例の一部改正について

改正の趣旨	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正，長期優良住宅認定制度の改正，建築基準法の一部改正等に伴う改正
改正の主な内容	① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係 ○ 平成 27 年 5 月 29 日改正 ・ 条例に規定する鳥獣登録票の交付に関する手数料の根拠法の名称の変更 改正前 鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関す る法律 ⇒ 改正後 鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律 ② 長期優良住宅の認定制度関係(国の通知による) ○平成 27 年 4 月 1 日改正 ・ 長期優良住宅認定の審査方法について，可能となった住宅性能評価書の添付による申請手数料の追加等 ③ 建築基準法関係 ○平成 27 年 6 月 1 日改正 ・ 「構造計算適合性判定」制度見直しによる新たな手数料の変更 ・ 特定用途誘導地区における高さ制限の適用除外申請手数料の追加 ・ 敷地外移転（移築）時における制限緩和（既存不適格扱い）の認定申請手数料の追加 ・ 旧耐震建築物の建替え時における容積率緩和の特例許可申請手数料の追加
施行日	法律等の改正日

7 議案第7号 土浦市保育所条例の一部改正について

改正の趣旨	子ども・子育て支援新制度に伴い，児童福祉法の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	○公立保育所の保育料徴収・保育料の額の根拠についての改正 改正前 児童福祉法に定める額 ⇒ 改正後 市長が定める額 (国が定める限度額内)
施行日	子ども・子育て支援法等の施行の日

8 議案第8号 土浦市療育支援センター条例の一部改正について

改正の趣旨	児童福祉法の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	○法に「小児慢性特定疾病」の記述が追加されたことにより，条例で規定する「障害通所支援」に関する規定について引用している法律の条項繰り下がりに伴う改正 (制度上の変更はない) 改正前 第6条の2 ⇒ 改正後 第6条の2の2
施行日	公布の日

9 議案第9号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	介護保険法施行規則等の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	①地域密着型サービス事業のうち複合型サービス(通所・宿泊・訪問介護・訪問看護)のサービス内容を明らかにするための名称変更 改正前 複合型サービス ➡ 改正後 看護小規模多機能型居宅介護 ②グループホームのユニット数の上限の変更(新築の場合) 改正前 2ユニット ➡ 改正後 3ユニット (用地確保が困難な場合などの条件付き) ③特別養護老人ホームの部屋のベッド数の上限の変更(新築の場合) 改正前 個室のみ ➡ 改正後 多床室(4人部屋) (プライバシーへの配慮などの条件付き)
施行日	平成27年4月1日

10 議案第10号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	介護保険法施行規則の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	①地域密着型介護予防サービス事業のうち複合型サービス(通所・宿泊・訪問介護・訪問看護)のサービス内容を明らかにするための名称変更 改正前 複合型サービス ➡ 改正後 看護小規模多機能型 居宅介護 ②グループホームのユニット数の上限の変更(新築の場合) 改正前 2ユニット ➡ 改正後 3ユニット (用地確保が困難な場合 などの条件付き)
施行日	平成27年4月1日

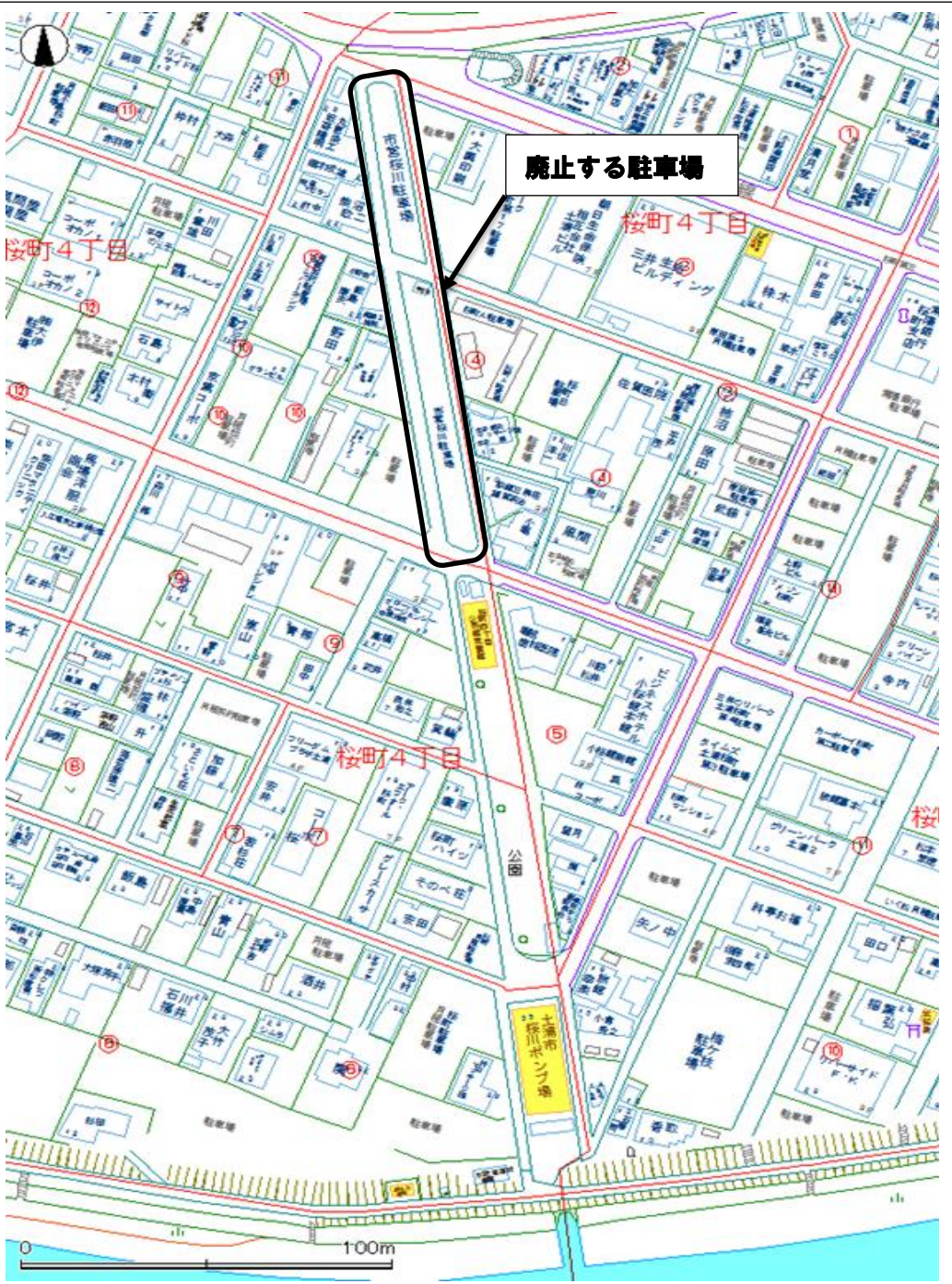
11 議案第11号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	介護保険法施行規則等の一部に伴う改正
改正の主な内容	○介護予防支援の基本取扱方針に追加される新規規定 ○計画の提出要請・確認の義務 ・包括支援センターは介護予防サービス事業者に対して要支援者に対して事業者が提供するサービス計画書の提出を求める(内容の確認をする)ものとする。
施行日	平成27年4月1日

12 議案第12号 土浦市介護保険条例の一部改正について

改正の趣旨	3 年を 1 期とする「介護保険事業計画(第 6 次)」に基づき、平成 27 年から平成 29 年までの保険料額についての改正																																																																											
改正の主な内容	○平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料年額(案)は以下のとおりとする 基準額(案) 改正前 57,000 円(月 4,750 円/月) → 改正後 60,000 円(月 5,000 円/月) ○段階別保険料表(案) <table><tr><th rowspan="2">段階</th><th rowspan="2">対象者</th><th colspan="3">算出方法</th><th rowspan="2">保険料</th></tr><tr><th>基準額</th><th>×</th><th>補正率</th></tr><tr><td>1</td><td>世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>0.4</td><td>24,000</td></tr><tr><td>2</td><td>世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>0.75</td><td>45,000</td></tr><tr><td>3</td><td>世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>0.75</td><td>45,000</td></tr><tr><td>4</td><td>前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>0.9</td><td>54,000</td></tr><tr><td>5</td><td>市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1</td><td>60,000</td></tr><tr><td>6</td><td>市民税課税(合計所得120万円未満)の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1.15</td><td>69,000</td></tr><tr><td>7</td><td>市民税課税(合計所得120万円以上190万円未満)の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1.25</td><td>75,000</td></tr><tr><td>8</td><td>市民税課税(合計所得190万円以上290万円未満)の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1.5</td><td>90,000</td></tr><tr><td>9</td><td>市民税課税(合計所得290万円以上400万円未満)の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1.6</td><td>96,000</td></tr><tr><td>10</td><td>市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1.7</td><td>102,000</td></tr><tr><td>11</td><td>市民税課税(合計所得500万円)の方</td><td>60,000</td><td>×</td><td>1.8</td><td>108,000</td></tr></table>	段階	対象者	算出方法			保険料	基準額	×	補正率	1	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	60,000	×	0.4	24,000	2	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	60,000	×	0.75	45,000	3	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	60,000	×	0.75	45,000	4	前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる方	60,000	×	0.9	54,000	5	市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方	60,000	×	1	60,000	6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	60,000	×	1.15	69,000	7	市民税課税(合計所得120万円以上190万円未満)の方	60,000	×	1.25	75,000	8	市民税課税(合計所得190万円以上290万円未満)の方	60,000	×	1.5	90,000	9	市民税課税(合計所得290万円以上400万円未満)の方	60,000	×	1.6	96,000	10	市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方	60,000	×	1.7	102,000	11	市民税課税(合計所得500万円)の方	60,000	×	1.8	108,000
段階	対象者			算出方法				保険料																																																																				
		基準額	×	補正率																																																																								
1	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	60,000	×	0.4	24,000																																																																							
2	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	60,000	×	0.75	45,000																																																																							
3	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	60,000	×	0.75	45,000																																																																							
4	前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる方	60,000	×	0.9	54,000																																																																							
5	市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方	60,000	×	1	60,000																																																																							
6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	60,000	×	1.15	69,000																																																																							
7	市民税課税(合計所得120万円以上190万円未満)の方	60,000	×	1.25	75,000																																																																							
8	市民税課税(合計所得190万円以上290万円未満)の方	60,000	×	1.5	90,000																																																																							
9	市民税課税(合計所得290万円以上400万円未満)の方	60,000	×	1.6	96,000																																																																							
10	市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方	60,000	×	1.7	102,000																																																																							
11	市民税課税(合計所得500万円)の方	60,000	×	1.8	108,000																																																																							
施行日	平成 27 年 4 月 1 日																																																																											

13 議案第13号 土浦市駐車場条例の一部改正について

改正の趣旨	市営桜川駐車場を廃止し条例から削除することに伴う改正
改正の主な内容	○市営桜川駐車場は、周辺に民間駐車場が増加したことによって、利用率が低下しているため、運営の必要がないことから廃止し条例から削除する（廃止後は道路に変更予定） 
施行日	平成27年4月1日

14 議案第14号 土浦市建築基準条例の一部改正について

改正の趣旨	建築基準法の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	○法改正により耐火建築物，準耐火建築物に準じる建築物として「法第27条第1項の規定に適合する建築物」（政令で規定する建築物）が追加となったことにより，条例の規定に追加する。 改正前 耐火建築物 準耐火建築物 ⇒ 改正後 耐火建築物 準耐火建築物 法第27条第1項の規定に 適合する建築物
施行日	平成27年6月1日

15 議案第15号 土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について

改正の趣旨	子ども・子育て支援新制度に伴い，幼稚園保育料の見直しによる改正
改正の主な内容	○新制度においては，これまで所得によらず一律であった幼稚園保育料について，応能割合（所得階層ごと）にて市が定めることになったことによる改正 改正前 一律 6,000 円/月 ⇒ 改正後 所得に応じた階層ごとの 料金を設定する。 (国が定める限度額内)
施行日	子ども・子育て支援法等の施行の日

16 議案第16号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部改正について

改正の趣旨	入所児童数の増加に伴い、東小学校・大岩田小学校の児童クラブを増設することに伴う改正																								
改正の主な内容	○増設する児童クラブ 新設 → <table><tr><td></td><td>定員(人)</td><td>児童数(人)</td></tr><tr><td>東小第1児童クラブ</td><td>42</td><td>59</td></tr><tr><td>東小第2児童クラブ</td><td>21</td><td>19</td></tr><tr><td>東小第3児童クラブ</td><td>36</td><td></td></tr></table> 新設 → <table><tr><td></td><td>定員(人)</td><td>児童数(人)</td></tr><tr><td>大岩田小第1児童クラブ</td><td>40</td><td>76</td></tr><tr><td>大岩田小第2児童クラブ</td><td>39</td><td>32</td></tr><tr><td>大岩田小第3児童クラブ</td><td>39</td><td></td></tr></table>		定員(人)	児童数(人)	東小第1児童クラブ	42	59	東小第2児童クラブ	21	19	東小第3児童クラブ	36			定員(人)	児童数(人)	大岩田小第1児童クラブ	40	76	大岩田小第2児童クラブ	39	32	大岩田小第3児童クラブ	39	
	定員(人)	児童数(人)																							
東小第1児童クラブ	42	59																							
東小第2児童クラブ	21	19																							
東小第3児童クラブ	36																								
	定員(人)	児童数(人)																							
大岩田小第1児童クラブ	40	76																							
大岩田小第2児童クラブ	39	32																							
大岩田小第3児童クラブ	39																								
施行日	平成 27 年 4 月 1 日																								

17 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

改正の趣旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う, 関係する条例の廃止及び一括改正																					
改正の主な内容	法制定の趣旨 ○教育の政治的中立性, 継続性・安定性を確保しつつ, 地方教育行政における責任の明確化, 迅速危機管理体制の構築, 首長との連携の強化を図るとともに, 地方に対する国の関与の見直しを図るため, 地方教育行政制度の改革を行う。 改廃する条例 ○法律改正をうけ, 条例で規定する教育委員会の委員長の職が廃止され, 職務が新教育長に一本化される事, 新教育長が特別職の常勤職員なることなどにより, 以下の条例を一括で改廃する。 <table><tr><th>条</th><th>改廃する条例</th><th>改正内容</th></tr><tr><td>1</td><td>土浦市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止</td><td>新教育長が教育公務員特例法の適用を受けなくなることに伴い, 同法の規定により制定された本条例を廃止する。</td></tr><tr><td>2</td><td>土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正</td><td>新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を追加する。</td></tr><tr><td>3</td><td>土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正</td><td>法律改正による引用条項の改正</td></tr><tr><td>4</td><td>土浦市特別職報酬等審議会条例の一部改正</td><td>新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を追加する</td></tr><tr><td>5</td><td>土浦市職員定数条例の一部改正</td><td>新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を削る。</td></tr><tr><td>6</td><td>土浦市表彰条例の一部改正</td><td>新教育長が教育委員会の構成員ではあるが委員ではなくなるため, その職名を追加する。</td></tr></table>	条	改廃する条例	改正内容	1	土浦市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止	新教育長が教育公務員特例法の適用を受けなくなることに伴い, 同法の規定により制定された本条例を廃止する。	2	土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正	新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を追加する。	3	土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正	法律改正による引用条項の改正	4	土浦市特別職報酬等審議会条例の一部改正	新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を追加する	5	土浦市職員定数条例の一部改正	新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を削る。	6	土浦市表彰条例の一部改正	新教育長が教育委員会の構成員ではあるが委員ではなくなるため, その職名を追加する。
条	改廃する条例	改正内容																				
1	土浦市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止	新教育長が教育公務員特例法の適用を受けなくなることに伴い, 同法の規定により制定された本条例を廃止する。																				
2	土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正	新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を追加する。																				
3	土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正	法律改正による引用条項の改正																				
4	土浦市特別職報酬等審議会条例の一部改正	新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を追加する																				
5	土浦市職員定数条例の一部改正	新教育長が特別職の常勤職員となるため, その職名を削る。																				
6	土浦市表彰条例の一部改正	新教育長が教育委員会の構成員ではあるが委員ではなくなるため, その職名を追加する。																				
施行日	平成 27 年 4 月 1 日																					

18 議案第18号 土浦市合併振興基金条例の制定について

制定の趣旨	市町村の合併に関する法律(旧合併特例法)第11条の2の規定により,合併特例債を活用して基金を積み立てるための条例制定
条例の主な内容	○合併特例債により造成した基金を活用(ソフト事業)するための基金条例制定。 基金活用のための条件等 ① 前年度末までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内で取崩し可能 ② 取り崩した基金は,基金設置目的に応じた事業に充当することが必要 ③ 基金(合併特例債を原資)を造成し基金設置条例の定めるところに取り崩すこと ↓ 基金条例制定
施行日	公布の日から施行する

19 議案第19号 土浦市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

制定の趣旨	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市いじめ問題対策に必要な組織を設置するための条例制定									
条例の主な内容	○いじめ問題対策のため設置する3つの組織 土浦市いじめ問題連絡協議会 ・いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図る。 <table><tr><td>構成</td><td> ・保護者・法務局 ・児童相談所 ・警察・学校 ・市 </td><td> 20名以内 市長が委嘱 </td></tr></table> 土浦市いじめ問題対策委員会 ・教育委員会の諮問に応じ重大事態と判断された問題について調査・審議し教育委員会へ報告し、教育委員会は市長へ報告する。 <table><tr><td>構成</td><td> ・教育関係者 ・心理・福祉等専門知識所有者 </td><td> 15名以内 教育委員会 が委嘱 </td></tr></table> 土浦市いじめ問題再調査委員会 ・市長の諮問に応じ調査結果について再調査・対処等を行う <table><tr><td>構成</td><td> ・弁護士 ・精神科医 ・学識経験者 ・心理・福祉等専門知識所有者 </td><td> 15名以内 市長が委嘱 </td></tr></table> 市長及び教育委員会は調査結果を踏まえ、対処又は同種の事態発生防止の必要な措置を講じる	構成	・保護者・法務局 ・児童相談所 ・警察・学校 ・市	20名以内 市長が委嘱	構成	・教育関係者 ・心理・福祉等専門知識所有者	15名以内 教育委員会 が委嘱	構成	・弁護士 ・精神科医 ・学識経験者 ・心理・福祉等専門知識所有者	15名以内 市長が委嘱
構成	・保護者・法務局 ・児童相談所 ・警察・学校 ・市	20名以内 市長が委嘱								
構成	・教育関係者 ・心理・福祉等専門知識所有者	15名以内 教育委員会 が委嘱								
構成	・弁護士 ・精神科医 ・学識経験者 ・心理・福祉等専門知識所有者	15名以内 市長が委嘱								
施行日	平成27年4月1日									

20 議案第20号 土浦市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

制定の趣旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う改正
条例の主な内容	○教育長が制度改正に伴い、特別職の身分となり、一般職について定める地方公務員法の適用除外になることから本条例を制定する。 新教育長の給与・旅費・勤務時間・職專免除の改正について 1 特別職となることから、市長・副市長と同じ条例で規定するもの (条例改正 議案第18号関係の整理条例で改正) ・新教育長の給与(イメージ図①) ・新教育長の旅費(イメージ図②) 2 特別職であっても従前と変わらないという考え方から条例で規定するもの(新規) ・教育長の勤務時間等(イメージ図③) ・教育長の職務に専念する義務の特例(イメージ図④) 【イメージ図】 改正前 教育長の ①給与 ②旅費 ③勤務時間等 (一本の条例で規定) 教育長の④職專免 (一般職と同じ条例で規定)  改正後 一部改正(整備等条例) 新教育長の①給与 ②旅費 (市長・副市長と同じ条例で規定) 新条例制定 (本条例) 新教育長の③勤務時間 ④職專免 (新条例で規定)
施行日	平成27年4月1日

2 1 議案第 2 1 号 土浦市保育所における保育の実施に関する条例の廃止について

条例廃止の趣旨	子ども・子育て支援新制度に伴う, 児童福祉法の改正に伴う条例廃止
条例廃止の主な内容	○児童の保育実施の基準(保育所等で保育を行わなければならない基準)について, 条例委任(保育に欠ける)から児童福祉法で規定する統一した国の基準(保育の必要性)に移行することに伴い条例を廃止する。 保 育 実 施 の 基 準 の 規 定 改正前 改正後

★平成27年度予算

【予算 11件】

1	議案第22号	平成27年度土浦市一般会計予算
2	議案第23号	平成27年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
3	議案第24号	平成27年度土浦市駐車場事業特別会計予算
4	議案第25号	平成27年度土浦市国民健康保険特別会計予算
5	議案第26号	平成27年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
6	議案第27号	平成27年度土浦市介護保険特別会計予算
7	議案第28号	平成27年度土浦市下水道事業特別会計予算
8	議案第29号	平成27年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
9	議案第30号	平成27年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
10	議案第31号	平成27年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
11	議案第32号	平成27年度土浦市水道事業会計予算

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別		平成27年度	平成26年度	比較
一般会計		59,290,000	57,270,000	2,020,000
特別会計	公共用地先行取得事業	397,224	326,758	70,466
	駐車場事業	303,817	321,633	△ 17,816
	国民健康保険	18,879,939	16,582,010	2,297,929
	後期高齢者医療	1,423,593	1,375,348	48,245
	介護保険	9,547,412	9,241,413	305,999
	下水道事業	5,830,848	5,143,347	687,501
	公設地方卸売市場事業	159,236	156,845	2,391
	農業集落排水事業	131,796	132,529	△ 733
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	2,630,560	310,234	2,320,326
	水道事業	5,975,575	5,062,883	912,692
	合計(特別会計)	45,280,000	38,653,000	6,627,000
合計(全会計)		104,570,000	95,923,000	8,647,000

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		平成27年度	平成26年度	比 較
歳 入	市税	21,968,484	22,441,540	△ 473,056
	地方譲与税	442,533	458,015	△ 15,482
	各県税交付金	2,709,532	2,078,886	630,646
	地方特例交付金	68,658	68,539	119
	地方交付税	4,101,000	3,721,000	380,000
	分担金及び負担金	676,454	678,385	△ 1,931
	使用料及び手数料	1,074,085	1,001,489	72,596
	国庫支出金	9,120,882	7,878,241	1,242,641
	県支出金	3,037,443	2,577,790	459,653
	財産収入	83,747	77,359	6,388
	寄付金	5,002	1,002	4,000
	繰入金	2,623,197	5,622,249	△ 2,999,052
	繰越金	500,000	1	499,999
	諸収入	1,117,325	1,079,803	37,522
	市債	11,720,058	9,544,300	2,175,758
	その他	41,600	41,401	199
合 計		59,290,000	57,270,000	2,020,000
歳 出	議会費	417,052	405,107	11,945
	総務費	5,634,848	9,257,326	△ 3,622,478
	民生費	17,570,863	17,176,049	394,814
	衛生費	5,270,254	4,719,994	550,260
	農林水産業費	872,669	958,365	△ 85,696
	商工費	893,044	882,403	10,641
	土木費	9,860,860	7,836,724	2,024,136
	消防費	4,113,549	3,351,877	761,672
	教育費	9,750,495	7,714,770	2,035,725
	公債費	4,810,564	4,873,898	△ 63,334
	災害復旧費	45,802	53,487	△ 7,685
	予備費	50,000	40,000	10,000
合 計		59,290,000	57,270,000	2,020,000

【契 約 3 件】

【参考】

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

- ・ 予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負

1 議案第 3 3 号 土浦市新庁舎整備工事（1 工区）請負変更契約の締結について

名 称	土浦市新庁舎整備工事（1 工区）請負変更契約
工 事 場 所	土浦市大和町地内
工 事 内 容	庁舎整備工事 一式 改修面積：約 2 7, 4 3 0 m ² 改修階数：地下 1 階，地上 6 階，屋上階 建築工事（内装工事，解体工事，耐震補強工事を含む。） 空調換気設備工事 給排水衛生設備工事 電気設備工事
変 更 契 約 金 額	変更前 3, 7 9 6, 9 5 6, 0 0 0 円（税込み） 変更後 4, 1 3 1, 3 0 2, 4 0 0 円（税込み）
契 約 の 相 手 方	東京都新宿区津久戸町 2 - 1 （株）熊谷組 首都圏支店 常務執行役員支店長 高嶋 正彦

2 議案第34号 ウララ広場大屋根設置工事請負変更契約の締結について

名 称	ウララ広場大屋根設置工事請負変更契約
工 事 場 所	土浦市大和町地内
工 事 内 容	大屋根設置工事 一式 構造：鉄骨造，一部鉄筋コンクリート造 建築面積及び延べ床面積：955.47㎡ 屋根面積：1,103.7㎡ 最高の高さ：10.625m 階数：地上1階 既存撤去工事 鉄骨柱工事 屋根工事 電気設備工事
変 更 契 約 金 額	変更前 533,520,000円(税込み) 変更後 566,276,400円(税込み)
契 約 の 相 手 方	土浦市東崎町11-5 株式会社山本工務店 代表取締役 山本 和男

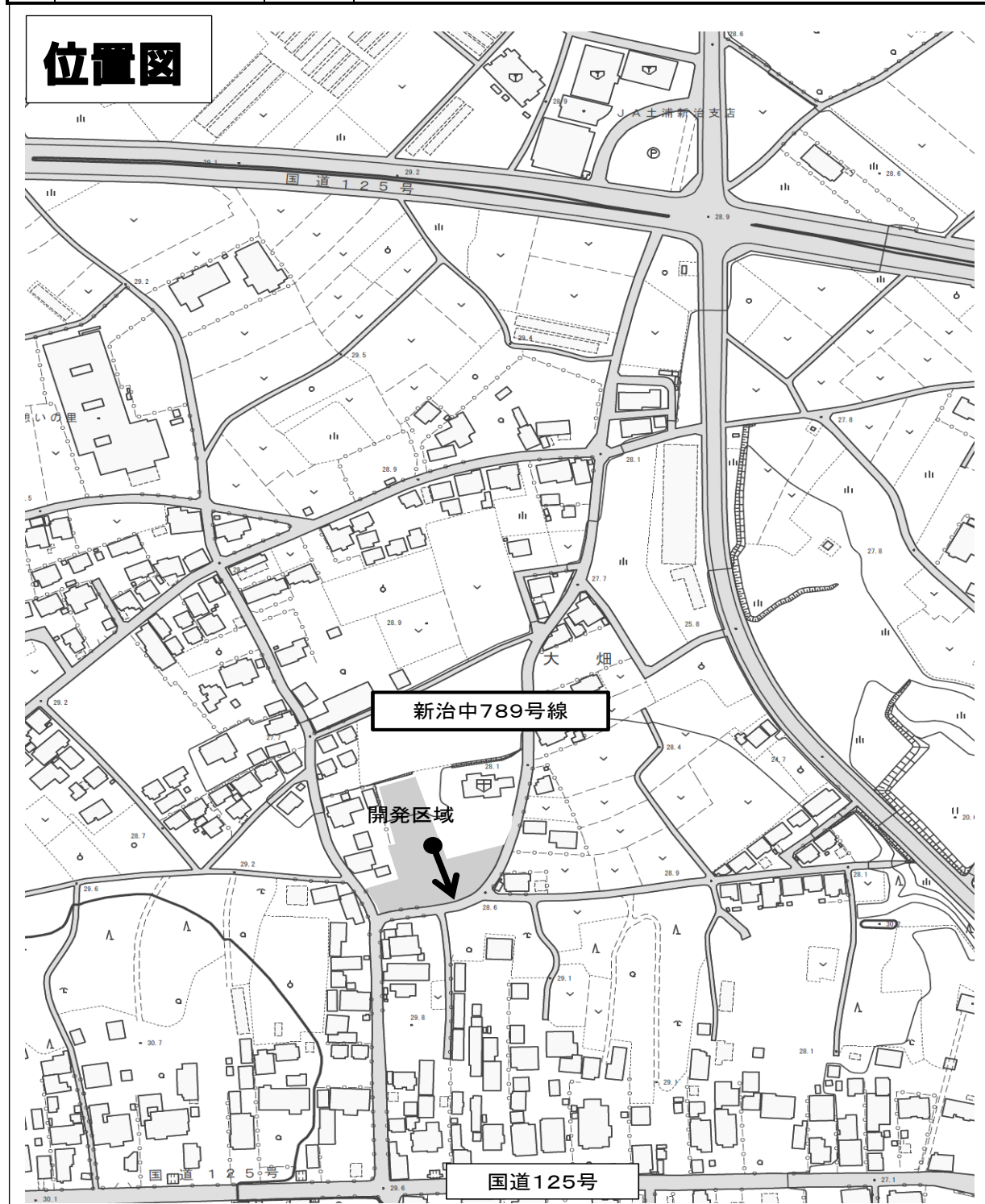
3 議案第35号 土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約の締結について

名 称	土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約
工 事 場 所	土浦市有明町地内外
工 事 内 容	新設ペDESTリアンデッキ (設計延長：102m設計幅員：3.5m) ・桁製作工一式 ・下部工一式 ・上部工一式 ・シェルター設置工一式 既設ペDESTリアンデッキシェルター設置工 (設計延長：110m 設計幅員：4.0m～10.8m) ・シェルター設置工一式
契 約 金 額	970,920,000円(税込み)
契 約 の 相 手 方	東京都新宿区津久戸町2-1 株式会社 熊谷組 首都圏支店 常務執行役員支店長 高嶋 正彦
契 約 の 方 法	一般競争入札(仮契約日 平成27年2月16日)

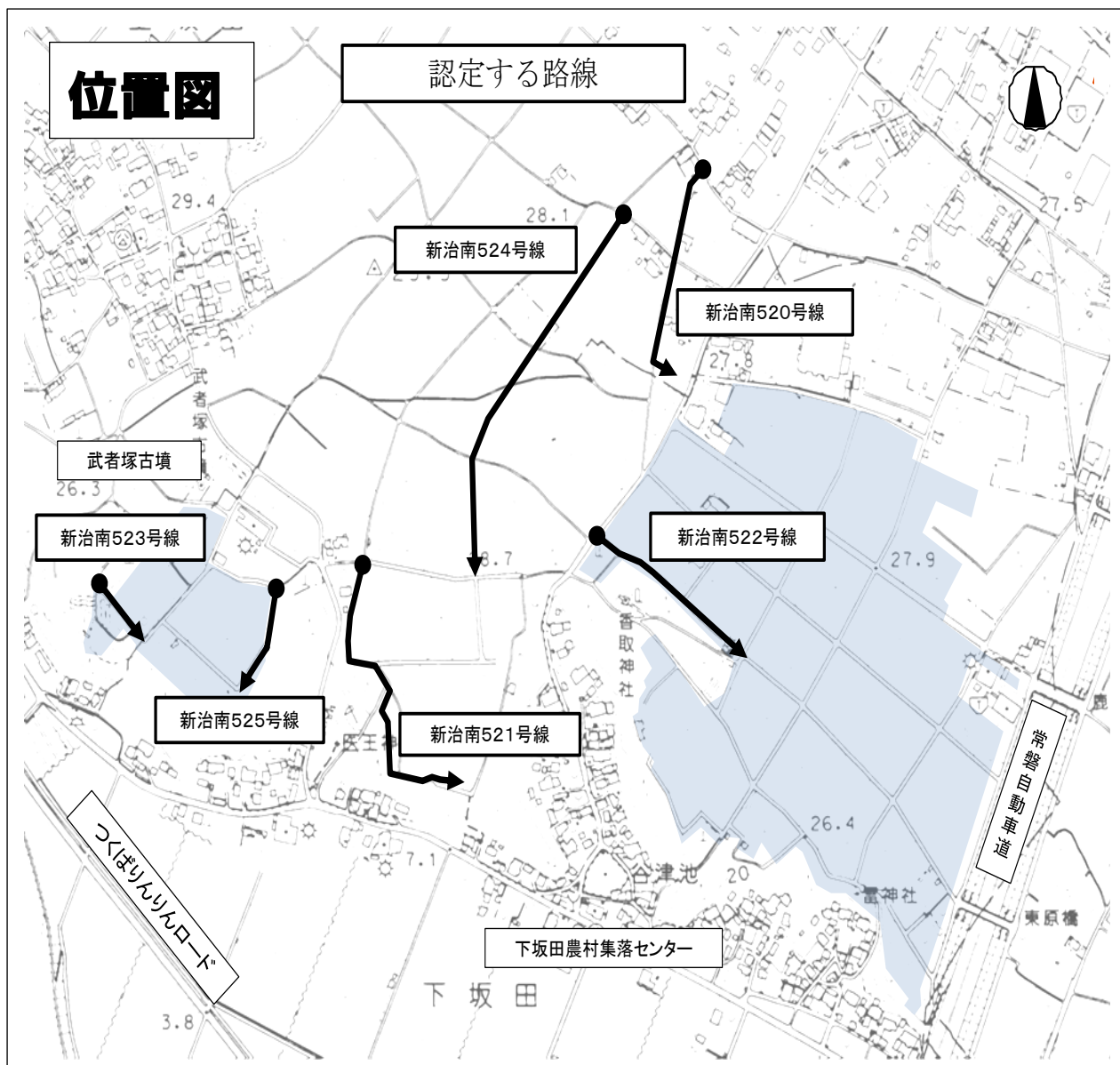
【市道の路線の認定等 3件】

1 議案第36号 市道の路線の認定について

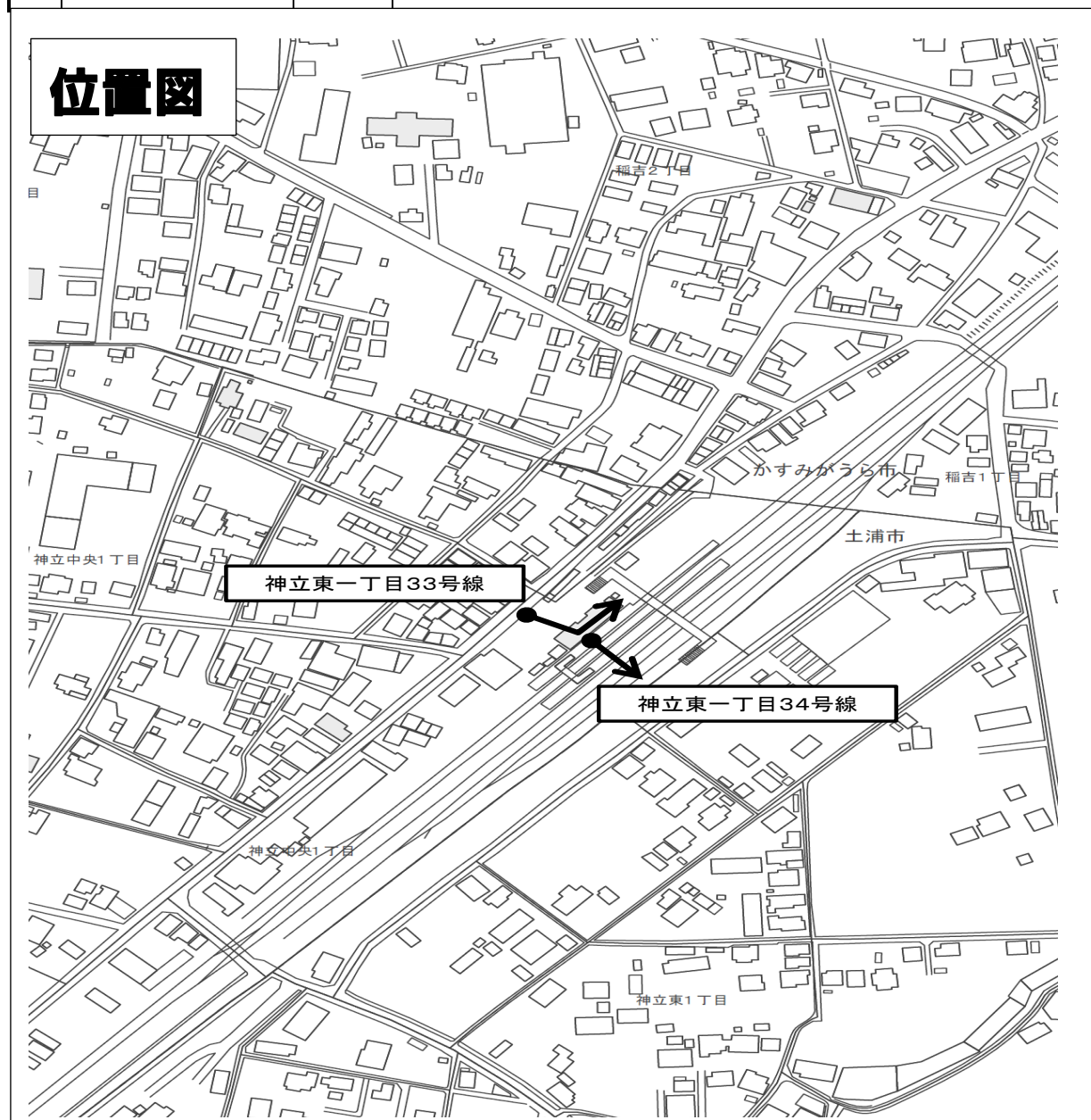
1	新治中 789 号線	概要	民間会社による開発行為(8区画)に伴う認定
		起点	自 藤沢字山後 1177-5
		終点	至 藤沢字山後 1180-4
		延長	39.73m
		幅員	6.00m～10.00m



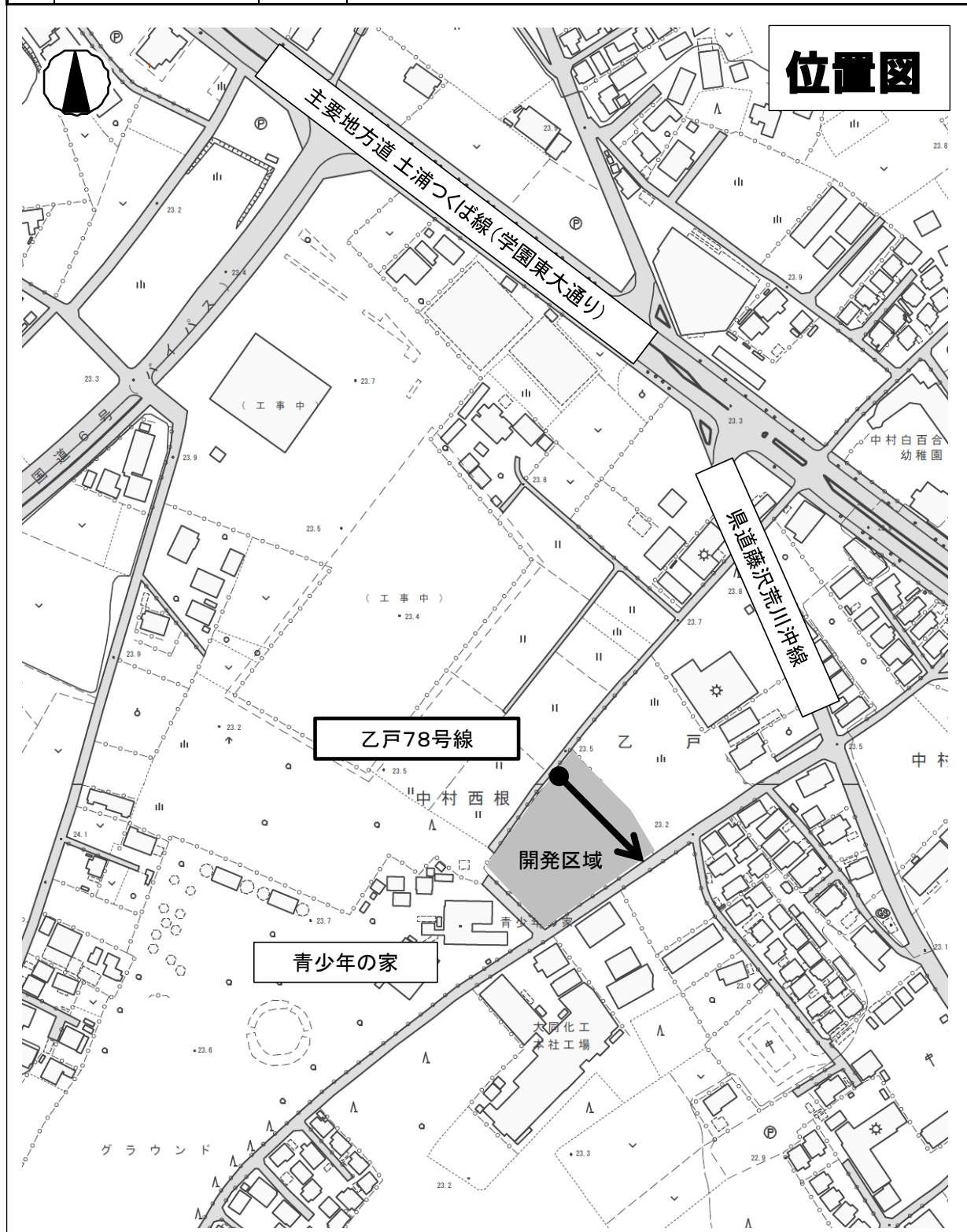
2	新治南 520 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う認定
		起点	自 上坂田字八耕地 1240-1
		終点	至 上坂田字八耕地 1235-13
		延長	235.70m
3	新治南 521 号線	幅員	2.90m～5.40m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う認定
		起点	自 下坂田字坊山 1067-1
		終点	至 下坂田字中内 2453
4	新治南 522 号線	延長	354.80m
		幅員	5.20m～11.60m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う認定
		起点	自 下坂田字香取脇 2556
5	新治南 523 号線	終点	至 下坂田字香取脇 2571
		延長	220.60m
		幅員	4.80m～7.20m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う認定
6	新治南 524 号線	起点	自 下坂田字塙台 2425
		終点	至 下坂田字塙台 2427
		延長	89.60m
		幅員	4.80m～8.00m
7	新治南 525 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う認定
		起点	自 上坂田字八耕地 1998
		終点	至 下坂田字中内 2469
		延長	497.20m
7	新治南 525 号線	幅員	5.40m～10.40m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う認定
		起点	自 下坂田字塙台 2439
		終点	至 下坂田字塙台 2434
7	新治南 525 号線	延長	124.20m
		幅員	5.60m～8.80m



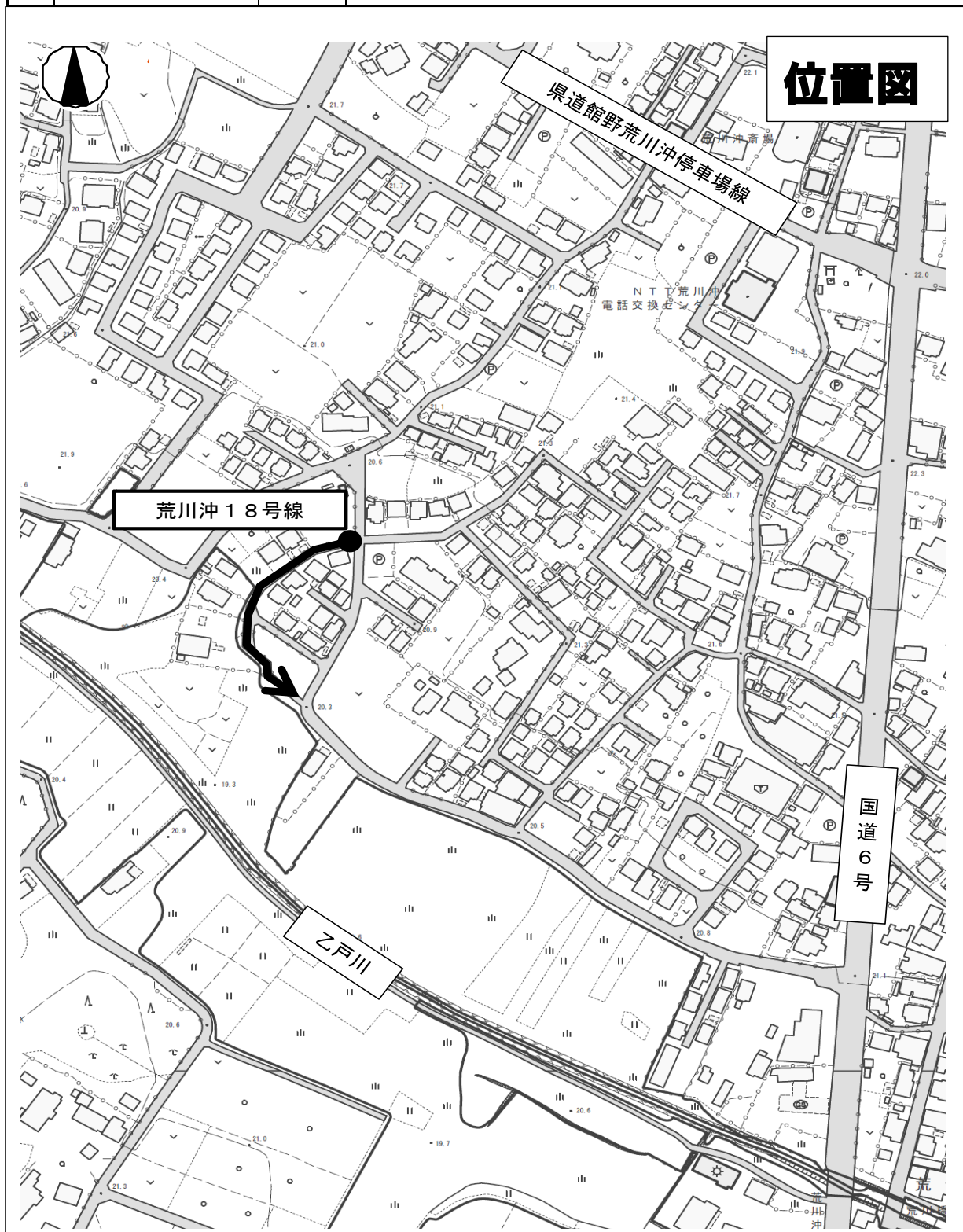
8	神立東一丁目 33 号線	概要	神立駅橋上化整備に伴う認定
		起点	自 神立中央一丁目 4237-117
		終点	至 神立中央一丁目 4237-116
		延長	48.00m
		幅員	3.30m
9	神立東一丁目 34 号線	概要	神立駅橋上化整備に伴う認定
		起点	自 神立中央一丁目 4237-5
		終点	至 神立中央一丁目 4237-5
		延長	25.70m
		幅員	6.00m



10	乙戸 78 号線	概要	民間会社の開発行為(11 区画)に伴う認定
		起点	自 乙戸字中村道 1100-13
		終点	至 乙戸字中村道 1100-18
		延長	57.83m
		幅員	6.00m～10.55m



11	荒川沖 18 号線	概要	道路改良工事に伴う認定
		起点	自 荒川沖字山ノ越 235-1
		終点	至 荒川沖字西ノ前 224-28
		延長	133.66m
		幅員	4.50m～6.00m

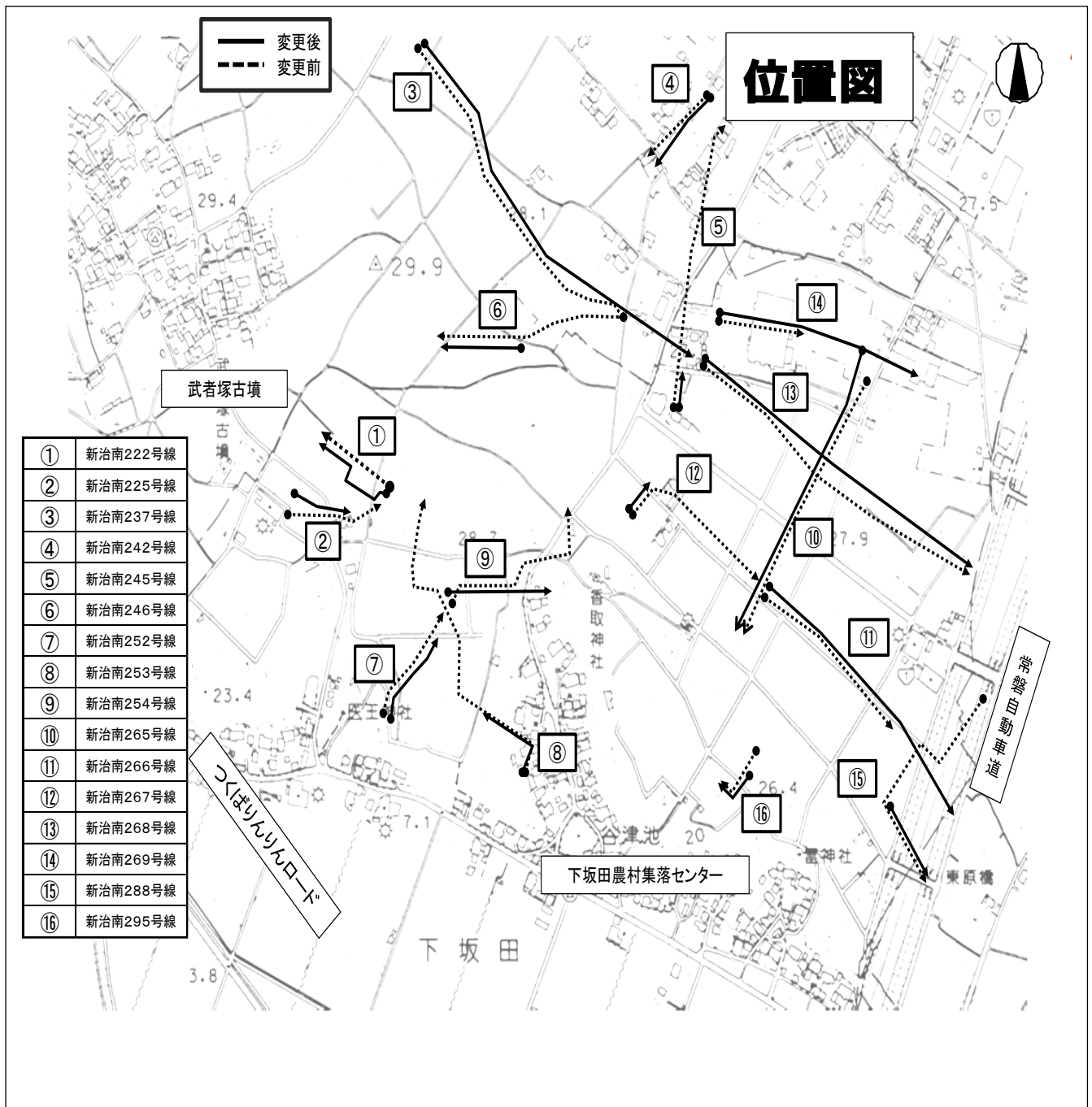


2 議案第37号 市道の路線の変更について

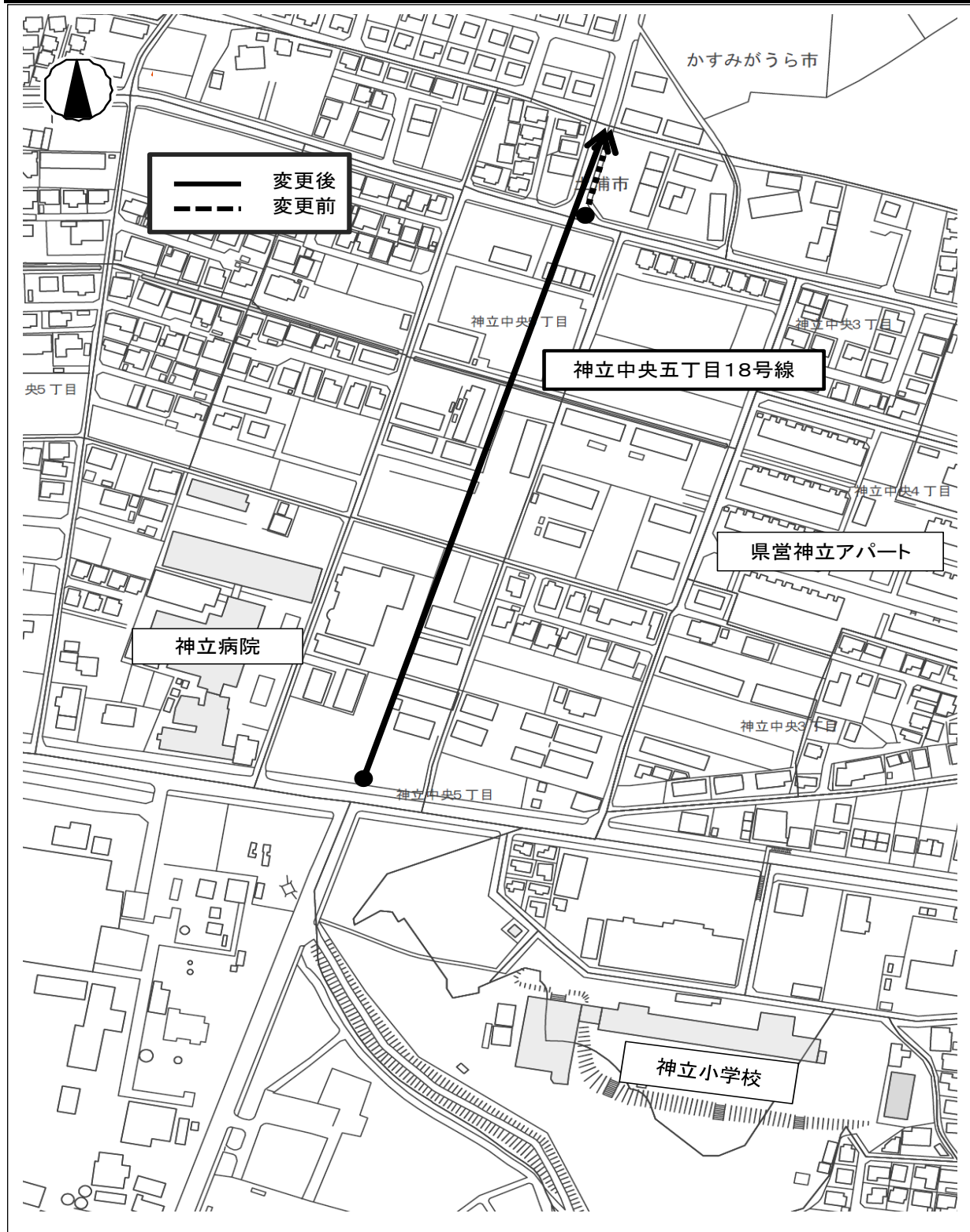
1	新治南 222 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1518-1	自 下坂田 2448
		終点	至 下坂田 1064	至 下坂田 1064-1
		延長	126.68m	148.40m
2	新治南 225 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1058-2	自 下坂田 2439
		終点	至 下坂田 1065-4	至 下坂田 1065
		延長	146.63m	126.63m
3	新治南 237 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 上坂田 1921	自 下坂田 2448
		終点	至 下坂田 1563	至 上坂田 2014
		延長	465.07m	276.40m
4	新治南 242 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 上坂田 1240-4	自 上坂田 2002
		終点	至 上坂田 1239	至 上坂田 2006
		延長	117.56m	113.00m
5	新治南 245 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1594-1	自 下坂田 1594-1
		終点	至 上坂田 1240-1	至 下坂田 1593-1
		延長	349.48m	28.00m
6	新治南 246 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1598-1	自 上坂田 1988
		終点	至 下坂田 1537	至 下坂田 1537
		延長	410.26m	85.00m
		幅員	2.00m～2.80m	2.00m～2.80m

7	新治南 252 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1076-1	自 下坂田 1076-1
		終点	至 下坂田 1071	至 下坂田 2462
		延長	159.17m	92.00m
		幅員	2.50m～3.80m	2.50m～3.80m
8	新治南 253 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1116-3	自 下坂田 1116-3
		終点	至 下坂田 1067-1	至 下坂田 1080-2
		延長	436.72m	88.00m
		幅員	1.20m～8.00m	1.20m～8.00m
9	新治南 254 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1084	自 下坂田 2457
		終点	至 下坂田 1462	至 下坂田 2469
		延長	255.28m	153.40m
		幅員	2.00m～2.80m	5.80m～9.90m
10	新治南 265 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1359	自 下坂田 2610
		終点	至 下坂田 1619	至 下坂田 2515
		延長	361.11m	1006.00m
		幅員	2.00m～2.50m	5.40m～11.00m
11	新治南 266 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1350-2	自 下坂田 2610
		終点	至 下坂田 1389	至 下坂田 2589
		延長	254.96m	384.60m
		幅員	2.10m～2.30m	5.00m～7.60m
12	新治南 267 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1453	自 下坂田 1453
		終点	至 下坂田 1490-1	至 下坂田 2556
		延長	239.47m	39.40m
		幅員	2.00m～3.00m	1.80m～2.00m

13	新治南 268 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1433-2	自 下坂田 2551
		終点	至 下坂田 1670-1	至 下坂田 1671-1
		延長	481.32m	467.60m
14	新治南 269 号線	幅員	2.00m～11.00m	3.60m～10.60m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1600-1	自 下坂田 1600-1
		終点	至 下坂田 1607-5	至 下坂田 1640-9
15	新治南 288 号線	延長	136.40m	305.00m
		幅員	3.00m～3.40m	1.40m～7.00m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1302-1	自 下坂田 1255
16	新治南 295 号線	終点	至 下坂田 1267-2	至 下坂田 2592-2
		延長	333.28m	111.80m
		幅員	1.80m～8.00m	6.20m～19.80m
		概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 下坂田 1225	自 下坂田 1224
		終点	至 下坂田 1193	至 下坂田 1193
		延長	106.44m	69.00m
		幅員	0.80m～2.00m	1.81m～1.81m

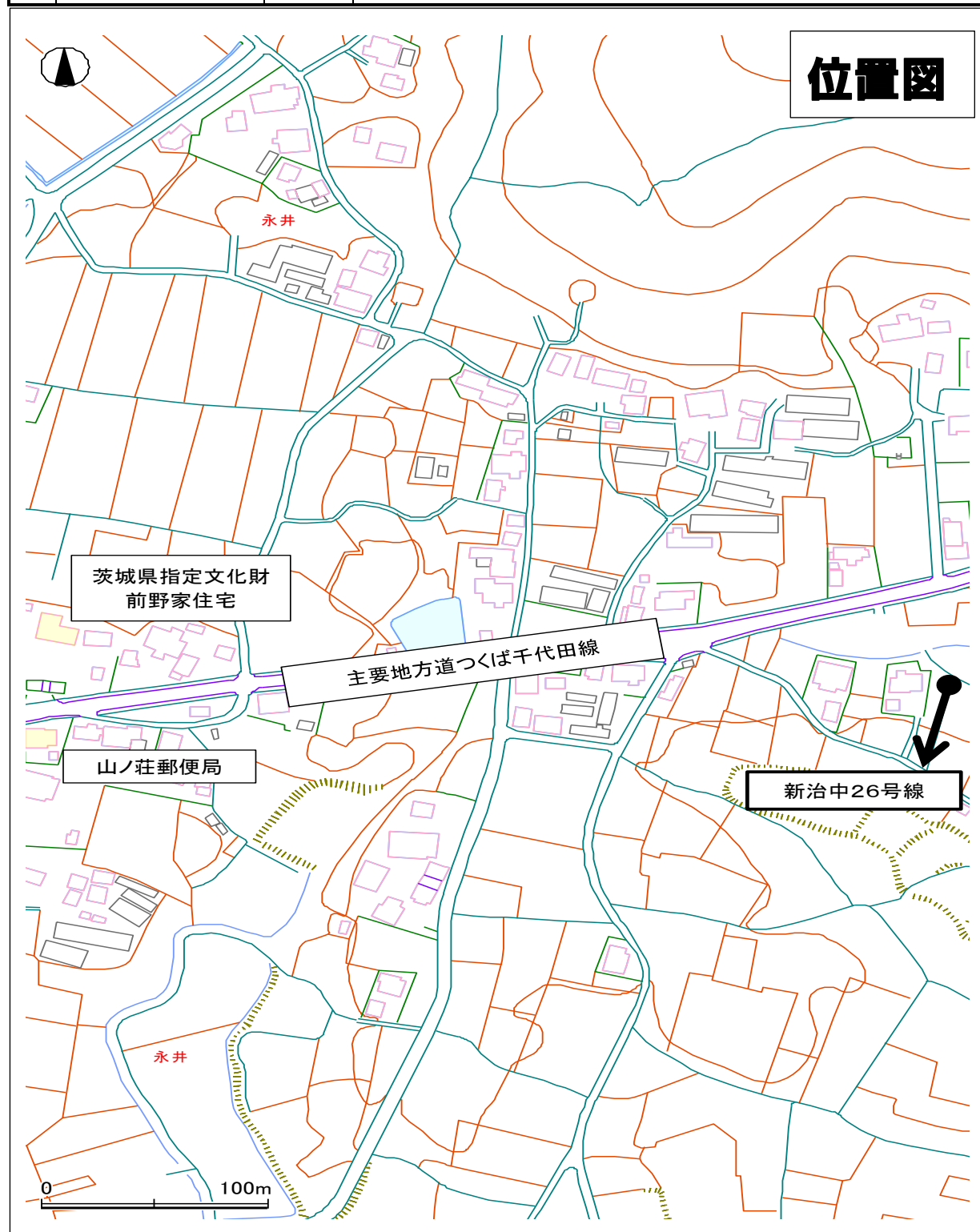


17	神立中央五丁目 18号線	概要	木田余神立線整備事業に伴う変更	
			変更前	変更後
		起点	自 神立中央五丁目 4540-1	自 神立中央五丁目 4520-4
		終点	至 神立中央五丁目 4541-2	至 神立中央五丁目 4541-2
		延長	48.24m	387.24m
		幅員	12.00m～19.61m	12.00m～19.61m

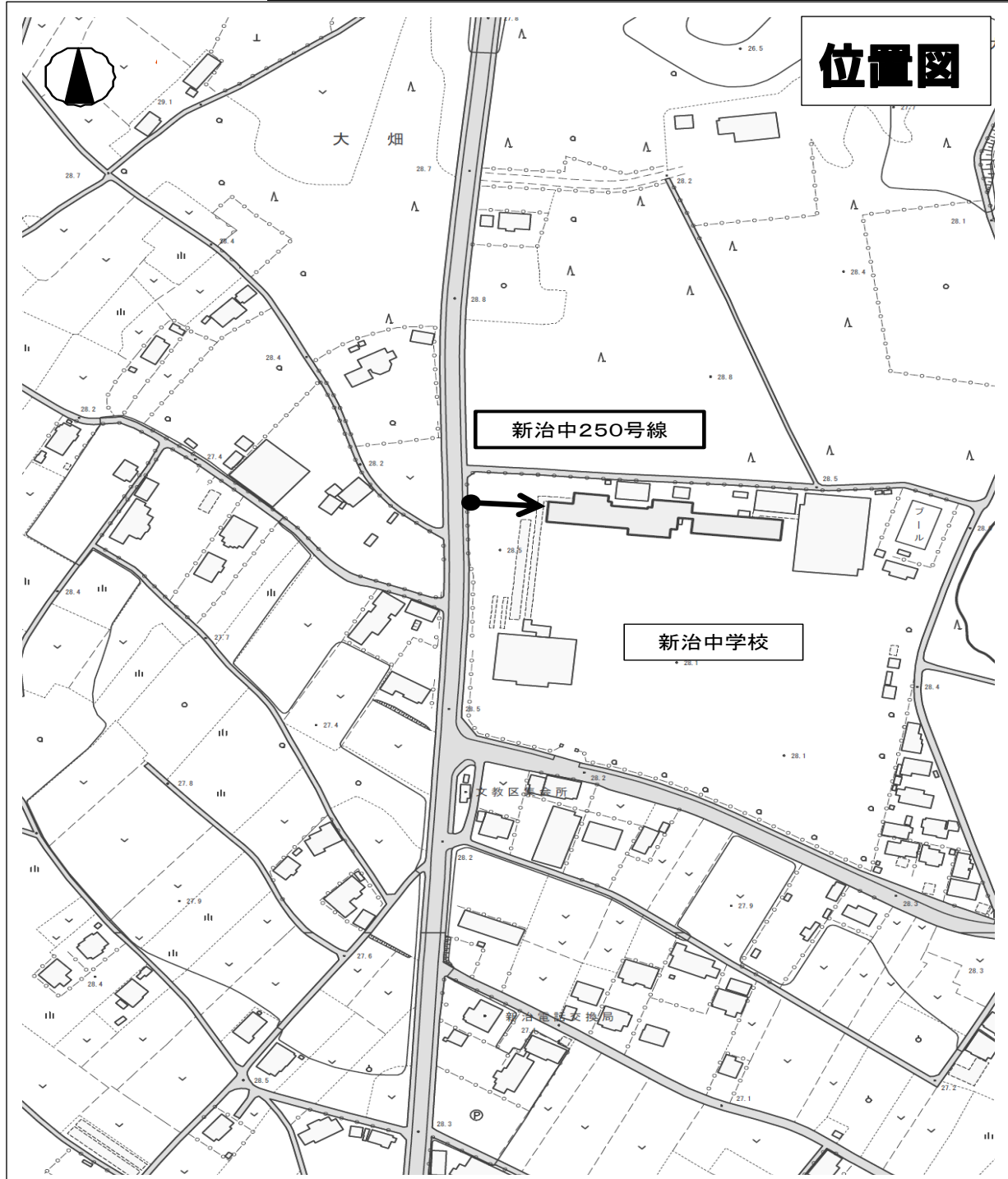


3 議案第38号 市道の路線の廃止について

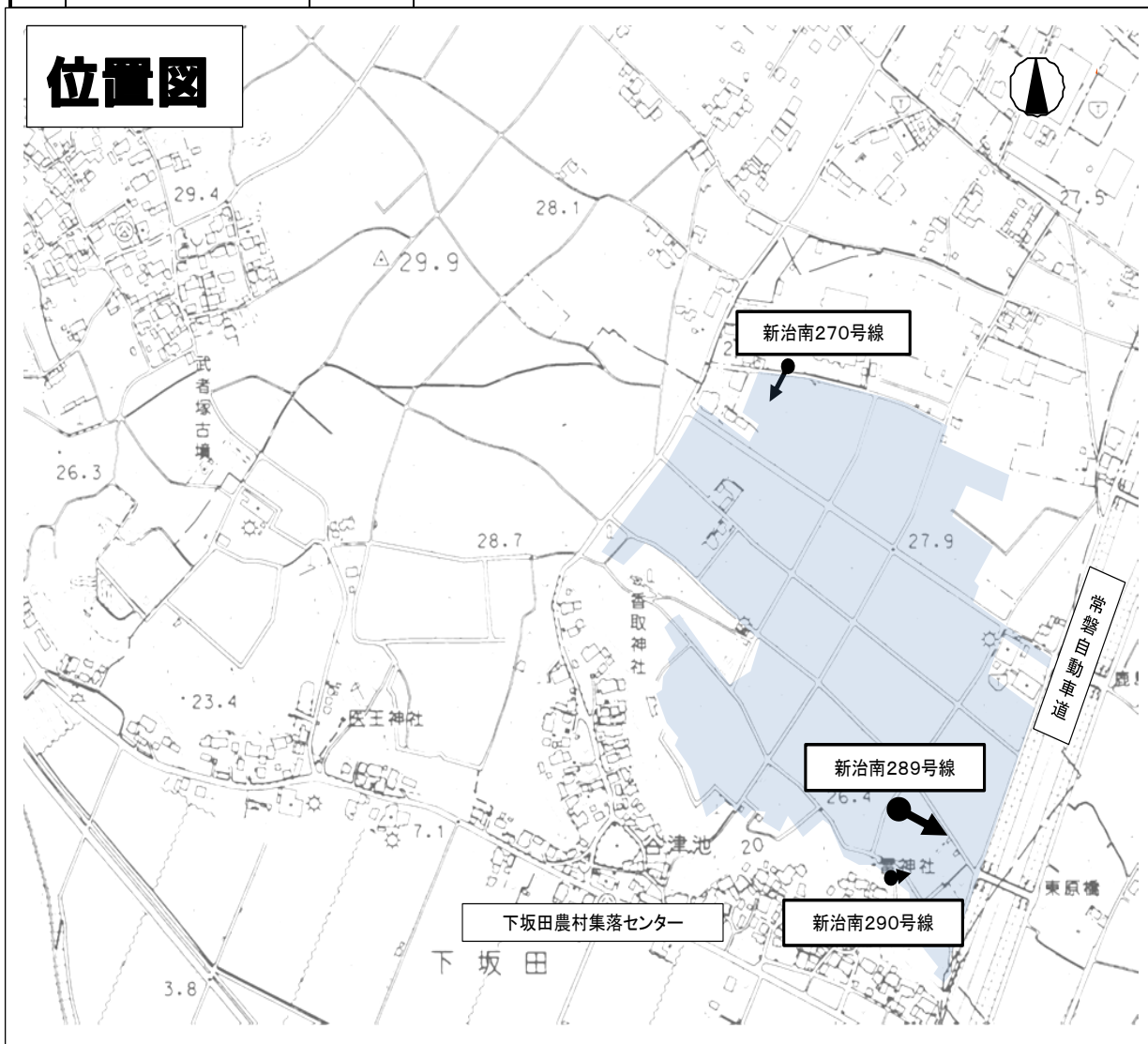
1	新治中26号線	概要	道路払下げに伴う廃止
		起点	自 永井 1349
		終点	至 永井 1496-3
		延長	56.09m
		幅員	1.60m～2.20m



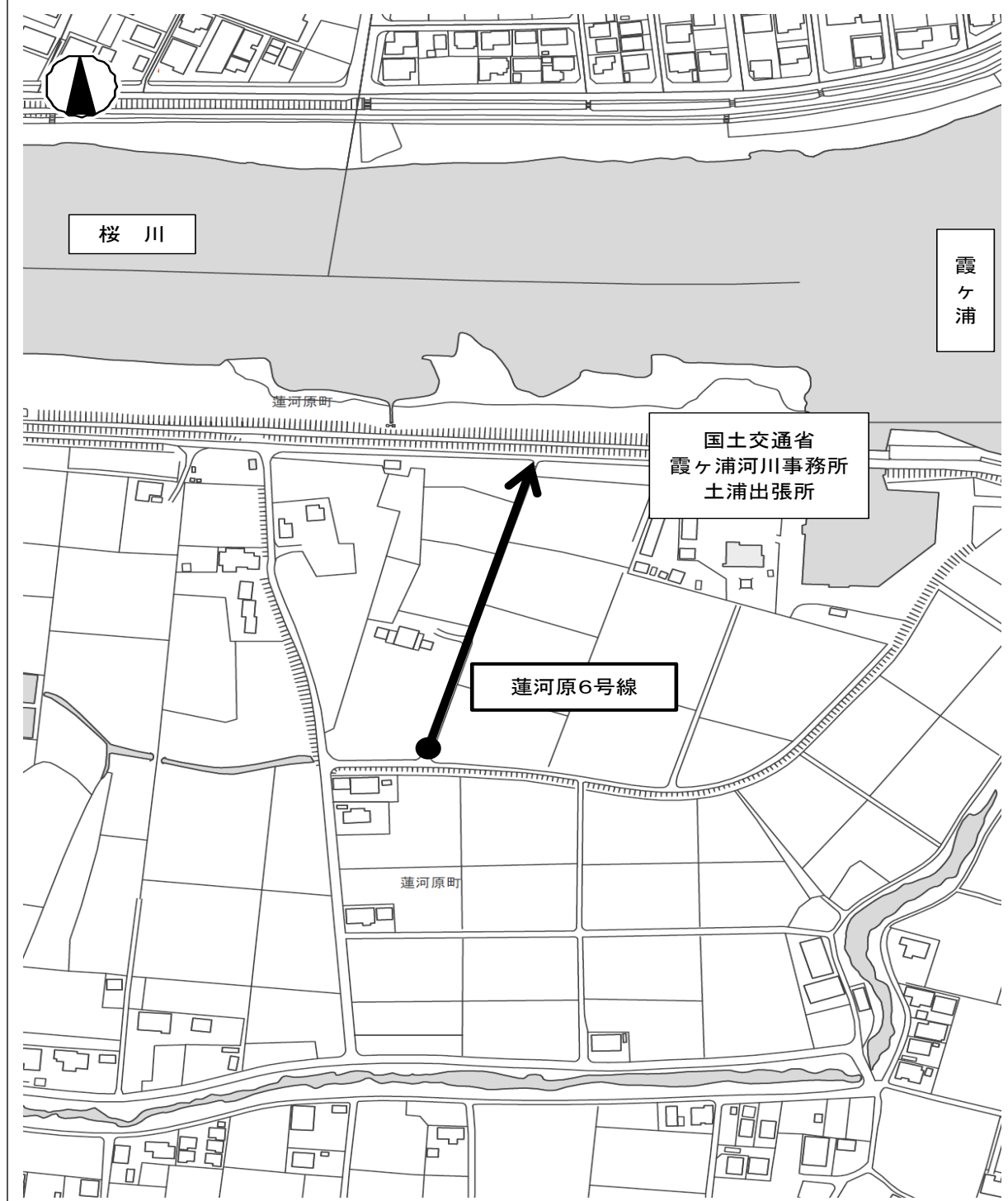
2	新治中 250 号線	概要	新治中学校整備に伴う廃止
		起点	自 藤沢 913
		終点	至 藤沢 789-2
		延長	41.36m
		幅員	2.90m～3.00m



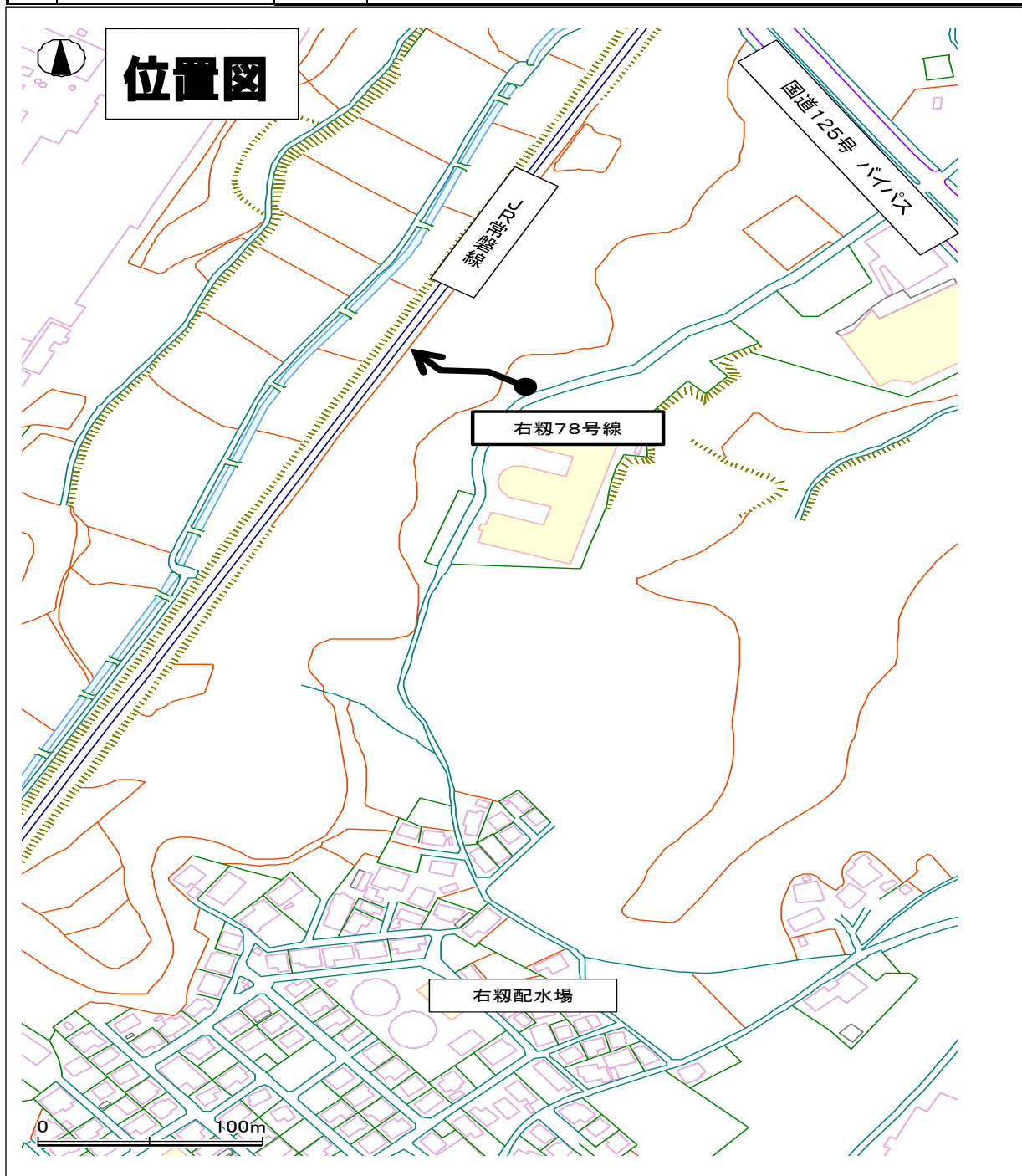
3	新治南 270 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う廃止
		起点	自 下坂田 1607-1
		終点	至 下坂田 1607-2
		延長	30.31m
4	新治南 289 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う廃止
		起点	自 下坂田 1328-1
		終点	至 下坂田 1322-1
		延長	43.69m
5	新治南 290 号線	概要	県営畑地帯総合整備事業に伴う廃止
		起点	自 下坂田 1319-2
		終点	至 下坂田 1328-1
		延長	11.45m
		幅員	1.80m
		幅員	1.60m～2.50m
		幅員	1.80m～3.30m
		幅員	
		幅員	
		幅員	



6	蓮河原 6 号線	概要	道路用地所有者からの廃止届けによる廃止
		起点	自 蓮河原 4249
		終点	至 蓮河原 3877
		延長	345.34m
		幅員	3.60m～6.30m



7	右糶 78 号線	概要	道路払下げに伴う廃止
		起点	自 右糶 1125
		終点	至 右糶 1127
		延長	63.66m
		幅員	1.82m



【訴えの提起 1件】

1 議案第39号 訴えの提起について

市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求める訴え(和解を含む)の提起

【参考】

地方自治法 第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第12号以外は省略)

十二 普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

訴 訟 対 象 者

住 宅 名	入 居 者	年 齢	住 所	滞納金額 (H27.1.26現在)	
				月数	(円)
中村住宅	女性	33	土浦市	46	1,058,000

【諮 問 1 件】

【参考】

地方自治法 第 244 条

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第 1 項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

行政不服審査法 第 14 条

（審査請求期間）

審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

1 諮問第 1 号 公の施設を利用する権利に関する処分の審査請求について

審査請求者	土浦市 男性
審査請求に係る処分	土浦市老人福祉センターうらら指定管理者(社会福祉法人土浦市社会福祉協議会)が平成 26 年 10 月 16 日をもって、審査請求人に対して行った電動マッサージチェア利用不許可処分
処分があつたことを知った日	平成 26 年 10 月 16 日
審査請求の趣旨	処分庁(指定管理者)が電動式マッサージチェアの利用について定める休止時間の設定は、関係市条例に定める設置管理の基準や合理的な基準に因るものではなく、違法もしくは不当であり、審査請求人を含む施設利用者の利用を妨げているもので、処分の取り消し及び休止時間設定の撤廃により、他の 3 施設と同様、施設開館時間中の利用物による利用を可能ならしめることを求める。
審査請求の日	平成 26 年 10 月 20 日

平成 27 年第 1 回市議会定例会追加議案

【補正予算 1 件】 (追加議案：国の補正予算関係)

1 議案第 40 号 平成 26 年度土浦市一般会計補正予算(第 8 回)

☆予算総括表

(単位:千円)

会 計 別	補正前	補正額	補正後
一般会計	58,461,665	232,024	58,693,689
合 計 (全会計)	97,177,946	232,024	97,409,970

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	国庫支出金	7,951,312	209,293	8,160,605
	県支出金	2,803,393	7,500	2,810,893
	繰越金	783,568	6,231	789,799
	市債	9,733,500	9,000	9,742,500
合 計		58,461,665	232,024	58,693,689
歳 出	総務費	11,352,131	59,403	11,411,534
	農林水産業費	956,388	7,500	963,888
	商工費	906,157	145,121	1,051,278
	土木費	7,891,107	20,000	7,911,107
合 計		58,461,665	232,024	58,693,689

☆主な補正予算の内容 『平成 26 年度国の補正予算(第 1 号)』に伴う補正予算

1 地域住民生活等緊急支援のための交付金事業

(1) 消費喚起・生活支援型交付金

○商工費

- ・プレミアム付商品券補助事業 132,121 千円

(2) 地方創生先行型交付金(まち・ひと・しごと関連)

○総務費

- ・土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業 10,717 千円
- ・土浦市シティプロモーション推進事業 10,498 千円
- ・ジオパーク推進事業 5,188 千円
- ・男女共同参画センター事業(講演会の開催) 1,000 千円
- ・防犯対策事業(LED防犯灯設置・維持補助) 32,000 千円

○商工費

- ・霞ヶ浦観光賑わい事業(水郷桜イルミネーション等) 10,000 千円
- ・市庁舎イルミネーション事業 3,000 千円

2 その他 国の補正予算関連事業

○農林水産業費

- ・人・農地プラン作成事業（青年就農給付金） 7,500 千円

○土木費

- ・橋梁耐震対策事業（国道6号3号橋耐震工事） 20,000 千円

【補正予算 7件】（追加議案：通常）

- 1 議案第41号 平成26年度土浦市一般会計補正予算(第9回)
- 2 議案第42号 平成26年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)
- 3 議案第43号 平成26年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 4 議案第44号 平成26年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第45号 平成26年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)
- 6 議案第46号 平成26年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 7 議案第47号 平成26年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第2回)

☆予算総括表

(単位:千円)

会 計 別		補正前	補正額	補正後
一般会計		58,693,689	697,545	59,391,234
特別会計	駐車場事業	321,633		321,633
	国民健康保険	16,645,299	△ 405,514	16,239,785
	後期高齢者医療	1,376,808	5,395	1,382,203
	介護保険	9,258,275	131,838	9,390,113
	下水道事業	5,120,493	△ 71,085	5,049,408
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	314,071	△ 223	313,848
合 計 (全会計)		97,409,970	357,956	97,767,926

※駐車場事業特別会計については、歳入歳出予算の補正はなく、繰越明許費のみ。

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	市税	22,441,540	△ 116,121	22,325,419
	地方譲与税	458,015	△ 4,663	453,352
	各県税交付金	2,078,886	△ 1,835	2,077,051
	地方交付税	3,721,000	264,096	3,985,096
	分担金及び負担金	678,385	2,558	680,943
	使用料及び手数料	1,002,286	1,289	1,003,575
	国庫支出金	8,160,605	△ 194,395	7,966,210
	県支出金	2,810,893	84,821	2,895,714
	財産収入	77,359	8,155	85,514
	寄付金	1,002	2,637	3,639
	繰入金	5,499,311	△ 1,257,903	4,241,408
	繰越金	789,799	1,264,597	2,054,396
	諸収入	1,122,168	4,709	1,126,877
	市債	9,742,500	639,600	10,382,100
合 計		58,693,689	697,545	59,391,234
歳 出	総務費	11,411,534	1,435,591	12,847,125
	民生費	17,807,055	108,279	17,915,334
	衛生費	3,875,249	△ 169,780	3,705,469
	農林水産業費	963,888	△ 17,933	945,955
	商工費	1,051,278	34,741	1,086,019
	土木費	7,911,107	△ 200,038	7,711,069
	消防費	3,498,155	△ 185,225	3,312,930
	教育費	6,684,705	△ 179,095	6,505,610
	公債費	4,875,798	△ 62,969	4,812,829
	災害復旧費	174,846	△ 66,026	108,820
合 計		58,693,689	697,545	59,391,234

☆主な補正予算の内容

○合併振興基金積立金の計上	1, 000, 000 千円
○財政調整基金積立金の増	500, 000 千円
○生活保護費国庫負担金返還金の計上	131, 039 千円
○各種予防接種委託料の減	△80, 352 千円
○道路新設改良事業の減	△52, 000 千円
○常名虫掛線街路事業の減	△33, 550 千円
○神立停車場線街路事業の減	△79, 420 千円
○真鍋神林線延伸道路整備事業の減	△26, 000 千円
○新消防庁舎整備事業の減	△115, 254 千円
○消防救急無線デジタル化共同整備事業の減	△66, 936 千円
○水郷プール再整備事業の減	△80, 835 千円

平成 27 年第 1 回市議会定例会最終日追加議案

【人 事 2 件】（最終日：追加議案）

- 1 議案第 4 8 号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第 4 9 号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について